令和2年2月7日

資料１

**大阪府新型コロナウイルス対策本部（第４回）**

**１．最新の発生状況**

＜発生状況（厚生労働省発表資料）＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 患者 | うち死亡者 | 備　　考 |
| 中国 | 28,018 | 563 |  |
| 日本 | 25 | ０ | ・左記のうち、チャーター機9名（うち、無症状病原体保有者4名）・左記のほか、クルーズ船で61名。 |
| （うち大阪府） | 1 | ０ | ・日本で8例目。ツアーバスガイド（退院） |
| その他 | 209 | 2 | ・中国、日本以外で26の国・地域で発生 |

＜大阪府の状況＞

　・2月7日までの検査実施数　　11件（うち陽性 1件）

　・１月29日に府内で確認された患者の濃厚接触者の健康観察の状況

・最終10名特定（その他35名のツアー客・添乗員はすでに帰国）

・健康観察は2月5日で終了（有症状者なし）

**２．WHO（世界保健機関）及び厚生労働省の対応**

＜ＷＨＯ声明＞

　・新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表（1/31）

＜国、厚生労働省等の対応＞

・新型コロナウイルス感染症について、感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法に基づく「検疫感染症」に指定（2/1施行）

・湖北省滞在歴がある外国人、湖北省発行の中国旅券を所持する外国人の入国を制限。（2/1から）

・厚生労働省電話相談窓口を設置（1/28 18時開設、2/7　9時からフリーダイヤル化）

・武漢市内に住む日本人の帰国のために、チャーター機を派遣。（陽性5・無症状病原体保有者4）

1. 1/29羽田着：206人、　②1/30羽田着：210人、　③1/31羽田着：150人

④　2/7　羽田着：198人

　　　・横浜沖クルーズ船に対する検疫を実施。

⇒新型コロナウイルス検査の陽性者61人を神奈川県内等の医療機関へ搬送。（2/3から）

・内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部（1/30設置、2/5第5回開催）

・厚生労働省が疑似症の定義を変更　【資料１－１】

**３．大阪府の対応**

**＜新型コロナウイルス感染症の疑似症を疑う場合の相談体制・受診体制等の確保＞**【資料１－１、１－２】

　・感染が疑われる場合に、患者を診療体制などの整った医療機関につなぐための「帰国者・接触者相談センター」を府内全保健所（１８カ所）に設置（2/4）

　・疑似症を疑う患者を診察する「帰国者・接触者外来」を二次医療圏に１カ所以上、設置

　・大阪健康安全基盤研究所及び堺市衛生研究所で検査体制を整備